

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画（第7条—第11条）
- 第3章 景観形成（第12条—第18条）
- 第4章 景観資源等（第19条—第22条）
- 第5章 表彰（第23条）
- 第6章 審議会（第24条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観に関する町の施策の基本を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、町の美しい景観を次の世代に受け継いでいくこと、暮らしや文化に息づく景観を守り、つくりあげていくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）景観 人々に知覚される区域であり、自然の作用、人間の作用あるいは自然と人間と相互作用による結果により表れたものをいう。
 - （2）景観形成 良好な景観を維持し、保全し、又は創出することをいう。
 - （3）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
 - （4）工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物及びこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
 - （5）町民 西桂町内に住所を有する者及び西桂町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。
 - （6）事業者 町の区域において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除き、法及びこれに基づく政令において使用する用語の例によるものとする。

（町の責務）

第3条 町は、景観形成を推進するための施策を策定し、これを総合的に実施しなければならない。

- 2 町は、公共施設の整備を行うときは、景観形成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 町は、景観形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めな

なければならない。

4 町は、景観形成の取組状況等を点検し、その結果を公表するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが景観形成に重要な役割を果たすことを認識し、積極的に景観形成に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する景観に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観形成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たり、積極的に景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する景観に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(国等に対する要請)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 町は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

(策定の手続)

第8条 町は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に規定する手続を行うほか、第24条に規定する西桂町景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(景観重点地区)

第9条 町長は、特に一体的な景観形成に取り組む必要があると認める地区を景観重点地区として景観計画に定めることができる。

(景観計画への適合)

第10条 町において届出対象行為を行おうとする者は、景観計画で定める景観形成基準に適合するものにしなければならない。

(助言及び指導)

第11条 町長は、景観形成のために必要があると認めるときは、必要な助言又は指導をすることができる。

2 町長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による助言又は指導に従わない者に対して、当該助言又は指導に従うよう勧告することができる。

第3章 景観形成

(届出を要する行為)

第12条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が1,000平方メートルを超えるもの又は規模が高さ3メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
 - (2) 木竹の伐採で、土地の用途変更を目的とした伐採面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが5メートルを超え、又は面積が1,000平方メートルを超えるもので、期間が90日を超えるもの。
- 2 前項に定める行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表1に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の規定による特定届出対象行為は、次に掲げる行為（前条の規定に該当する場合を除く。）とする。

- (1) 建築物の建築等
- (2) 工作物の建設等

(事前協議)

第15条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者は、届出の前に、規則で定めるところにより町長に対し協議しなければならない。ただし、高さ20メートル未満かつ建築面積1,500平方メートル未満の建築物の建築行為は除く。

(行為の完了等の届出)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 前項の者が同項の行為を中止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(公表)

第17条 町長は、第11条第3項又は法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(景観阻害物件の所有者等に対する協力要請)

第18条 町長は、町の景観形成を著しく阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件があるときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）に対し、景観形成に関し必要な措置を講じるよう協力を要請することができる。

2 町長は、景観計画区域内の空地が町の景観形成に支障を及ぼしていると認めるときは、その所有者等に対し、景観形成に配慮した管理又は利用を図るよう協力を要請することができる。

第4章 景観資源等

(景観重要建造物の指定)

第19条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するとともに、これを表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定)

第21条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ当該樹木の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、これを表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第22条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

第5章 表彰

(表彰)

第23条 町長は、特に景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

- 2 町長は、特に景観形成に貢献している個人又は団体等を表彰することができる。
- 3 町長は、前2項に規定する表彰を行うときは、審議会の意見を聴くものとする。

第6章 審議会

(設置)

第24条 景観形成を推進するため、西桂町景観審議会を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を町長の諮問に応じ、調査審議する。

(組織等)

第26条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 町議会の議員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 町民
- 3 委員は、諮問に係る審議の終了をもって解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、建設水道課において処理する。

(審議会の運営)

第29条 第25条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (第13条関係)

- | |
|--|
| <p>①自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）に基づく許可及び届出等を行った行為</p> <p>②非常災害のために必要な応急措置を行う行為</p> <p>③景観計画施行の際、既に行為に着手している行為</p> <p>④建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない行為</p> <p>⑤木材の伐採のうち以下の行為</p> <ul style="list-style-type: none">・農業又は林業を営むために行う行為・間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために行う行為・枯損した木材又は危険な木材の伐採 <p>⑥土地の形状の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農・林・漁業を営むために行う行為</p> <p>⑦法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>⑧国、地方公共団体が行う行為</p> <p>⑨景観計画に定める届出の対象規模に満たない行為</p> |
|--|